

# 個人事業主にかかわる

～全国青色申告会総連合ホームページより抜粋～

## 「新型コロナウイルスによる小学校休業等対応助成金・支援金」について

《お問い合わせ先》学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

電話：0120-60-3999 受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

厚生労働省は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆様を支援するため、支援制度を創設しています。この支援制度は個人事業主の事業所においても対象となります。ご確認のうえ、対象となる場合はご活用ください。 ※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

～支援金 Q&A より抜粋～

### Q. 個人事業主のもとで働く事業の専従者は、支援金の対象になりますか。

A. 個人事業主のもとで働く事業の専従者（同居の親族）は、労働基準法上の労働者ではなく、雇用者向けの小学校等休業対応助成金の対象にはなりません。

一方、個人事業主との間での契約に基づき、仕事内容や働き方が定められているなどの要件を満たしていれば、支援金の対象になります。この場合でも、業務委託契約書等の確認書類は必要です。契約書等の書類がない場合は、様式第3号の申立書のほか、業務内容等の確認のために、税務署に提出した書類（「青色事業専従者給与に関する届出書」等）の写しなどを添付してください。

〈申請期間〉3月18日～6月30日 〈申請書の提出先〉学校等休業助成金・支援金受付センター

**支援制度の利用例** ※利用例は一例です。詳細は、上記問い合わせ窓口にお問い合わせください。

例1) 個人事業主が休業した場合⇒「支援金」の対象となる場合※があります

※いわゆる伝統的自営業（卸・小売等）は対象とはなりません。

例2) 青色事業専従者が休業（休暇取得）した場合

▼青色事業専従者のみを雇用する事業所の場合⇒「支援金」の対象となります

▼青色事業専従者と従業員を雇用する事業所の場合

⇒雇用保険の加入状況により対象の制度が異なります

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。当会ホームページのリンクもどうぞご活用ください。